

## 安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第8条第2項に規定する準ずる区域)

第3条 条例第8条第2項に規定する準ずる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第2項第5号に規定する準ずる区域 長野県が地すべり危険箇所（土木）、地すべり危険地（農政）又は山地災害危険地区（地すべり危険地区（林務））として公表している区域
- (2) 条例第8条第2項第6号に規定する準ずる区域 長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区（林務））として公表している区域
- (3) 条例第8条第2項第7号に規定する準ずる区域 長野県が土石流危険区域、土石流危険溪流又は山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区（林務））として公表している区域

(事前協議)

第4条 条例第10条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る概要書（様式第1号。以下「事業概要書」という。）に、当該事業の事業区域に関する次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 位置図その他の事業区域及び事業区域に隣接する土地が確認できるもの
- (2) 現況写真その他の事業区域及び太陽光発電設備の設置予定範囲が確認できるもの
- (3) 公図の写しその他の事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの
- (4) 条例第9条第2項に規定する抑制区域に太陽光発電設備の設置を計画するときは、その理由が確認できるもの
- (5) 次に掲げる事項が確認できる登記事項証明書の写し等
  - ア 土地の地番（隣接する土地を含む。）
  - イ 所有者等
- (6) 次に掲げる事項が確認できる土地利用計画図
  - ア 面積
  - イ 太陽光発電設備の型式、数量、設置方法及び発電出力
  - ウ 雨水排水の計画
- (7) 次に掲げる事項が確認できる計画縦横断面図
  - ア 土地の斜度

- イ 土地の高低差
- ウ 造成等の有無
- エ 太陽光発電設備の高さ及び傾き

(8) 次に掲げる事項が確認できる雨水浸透に関する資料

- ア 雨水浸透施設の位置及び台数
- イ 雨水浸透施設の構造
- ウ 土地の地質
- エ 雨水浸透の計画

2 市長は、前項に規定する事業概要書の提出があったときは、事業概要書受理書（様式第2号）を事業者に交付するものとする。

（標識の記載事項等）

第5条 条例第11条第1項に規定する標識の大きさは、縦27センチメートル以上横40センチメートル以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備設置事業の名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 太陽光発電設備の発電出力
- (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 標識の設置日

（地域住民等への説明の手続）

第6条 事業者は、条例第12条第1項に規定する地域住民等に対する説明会（以下「説明会」という。）を開催する日の14日前までに、次に掲げる方法により、当該説明会の日時、場所等を周知しなければならない。

- (1) 地域住民等への通知
- (2) 事業区域における掲示
- (3) 事業区域に該当する区への文書等の配布若しくは回覧又はインターネットでの公開
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた方法

2 説明会においては、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項
- (2) 設置する太陽光発電設備に関する事項
- (3) 関係法令等に関する事項
- (4) 工事に関する事項及び工事の際に配慮する事項
- (5) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持の際に講ずる事項
- (6) 事業区域及びその周辺地域の良好な景観・自然環境等の保全に関する事項

- (7) 太陽光発電設備の維持管理及び安全性（緊急時の対応を含む。）に関する事項
  - (8) 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項並びに太陽光発電事業の廃止に関する事項
  - (9) 個人情報の適正な取扱いに関する事項
  - (10) 同意に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、地域住民等から求めがあった事項
- 3 条例第12条第1項に規定する報告は、説明会実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 説明会に参加した地域住民等の名簿
  - (2) 説明会の議事録
  - (3) 説明会に用いた資料
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- 4 条例第12条第6項の見解を記載した書面は、見解書（様式第4号）によるものとする。  
（同意の手続）
- 第7条 条例第13条第1項第2号の地域住民等からの同意は、各世帯単位とする。
- 2 条例第13条第1項第3号の区等の長は、原則として区長とする。ただし、やむを得ない事情により、区長を区等の長とすることが適当でないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 区長は、前項ただし書の場合においては、委任に係る届出書（様式第5号）を、市長に提出するものとする。  
（許可の申請）
- 第8条 条例第16条第1項の規定による許可を受けようとする設置者は、太陽光発電設備設置事業に係る許可申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。
- 2 条例第16条第2項第7号の規則で定める事項が記載された書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 第4条第1項の規定による協議が完了した旨が確認できる書類の写し。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、条例第19条の着手の届出の際にこれを添付するものとする。
  - (2) 条例第13条第2項の同意を証する書類
  - (3) 条例第15条第1項に規定する協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写し
  - (4) 事業者及び現場管理者に係る次に掲げる書類
    - ア 住民票の写し（事業者又は現場管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第7号））
    - イ 欠格要件非該当誓約書（様式第8号）
    - ウ 事業者又は現場管理者が未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人であるときは、代理権を証明する書類、当該法人の登記事項証

明書の写し及び役員一覧表)

エ 事業者又は現場管理者に条例第17条第1項第2号キに規定する特定使用人があるときは、使用人一覧表(様式第9号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは太陽光発電設備設置事業に係る許可書(様式第10号)を、適当と認めないときは太陽光発電設備設置事業に係る不許可通知書(様式第11号)を、設置者に交付するものとする。

(特定使用人)

第9条 条例第17条第1項第2号キに規定する特定使用人は、次に掲げる者とする。

(1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

(2) 前号に掲げる者のほか、太陽光発電設備設置事業に係る契約を締結する権限を有する者

(許可の基準等)

第10条 条例第17条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 造成等を行うときは、当該造成等が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 斜度15度以上の勾配を有する土地を含む区域に太陽光発電設備を設置するときは、地盤の安定を確認していること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められるときは、当該措置が講じられていること。

ウ 事業区域内の雨水その他地表水が隣地、側溝、河川等に直接流出しないために必要な浸透施設が設置されていること。ただし、地形、地質等を勘案し、事業区域が雨水その他地表水を浸透させることが適当でない土地であると認められるときは、この限りでない。

エ 設置工事の完了時に1.2メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないための対策が講じられていること。

オ 事業区域の境界及び金網フェンス等から太陽光発電設備までの間に1メートル以上の距離を設ける等、事業区域の隣地に太陽光発電設備が接触しないための対策が講じられていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な景観・自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に生育する木竹を伐採するときは、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 工事の施工に使用する工事車両による排出ガスの抑制並びに騒音及び振動の防止

について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観・自然環境等の保全のための必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

キ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナ、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。

ク 太陽光発電設備を設置するときは、太陽光の反射による影響を考慮し、植栽、フェンス等の設置その他必要な措置が講じられていること。

ケ パワーコンディショナを設置するときは、防音壁の設置その他パワーコンディショナから生じる騒音及び低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項

ア 地域住民等から地域の良い景観・自然環境等の保全に関する情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること。

イ 地域住民等への事業計画の周知及び地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。

ウ 太陽光発電設備設置事業の期間において、区等の長及び地域住民等と当該事業に関する協議を継続的に実施できるように必要な措置が講じられていること。

(4) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定（以下「事業計画認定」という。）を申請するときは、当該認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 事業計画認定を申請しないときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項各号のいずれにも適合したものであること。

(5) 抑制区域で計画する場合に特に配慮すべき事項 災害の防止及び良好な景観・自然環境等の保全のための措置が計画されていること。

(変更の許可の申請)

第11条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする許可事業者は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（様式第12号）に、第8条第2項に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは太陽光発電設備設置事業変更許可書（様式第13号）を、適当と認めないときは太

太陽光発電設備設置事業変更に係る不許可通知書（様式第14号）を、設置者に交付するものとする。

3 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。次号において同じ。）の変更（太陽光発電設備設置事業を他者に譲渡する場合は除く。）

(2) 現場管理者の氏名又は住所の変更

(3) 工事の着手予定日又は完了予定日の変更

4 条例第18条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書（様式第15号）によるものとする。

（着手の届出）

第12条 条例第19条の規定による届出は、設置工事着手届（様式第16号）によるものとする。

（工事完了の検査の手続）

第13条 条例第20条第1項の規定による検査を受けようとする許可事業者は、工事完了検査申請書（様式第17号）により市長に申請しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による通知は、工事完了検査済通知書（様式第18号）によるものとする。

（事業の廃止の手続）

第14条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業廃止届（様式第19号）によるものとし、同条第3項に定める行為の終了後に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項並びに太陽光発電事業の廃止に関する事項が確認できる書類

(2) 太陽光発電設備撤去後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（身分証明書）

第15条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第20号）によるものとする。

（公表の手続）

第16条 条例第27条第1項の公表は、安曇野市ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月20日から施行する。  
(安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則(平成22年安曇野市規則第36号)の一部を次のように改正する。  
第9条の見出しを「(通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業)」に改め、同条中第25号を第26号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。  
(8) 安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例(令和5年安曇野市条例第3号)第16条第1項の許可を受けて設置する太陽光発電設備  
第31条の見出し中「軽易な」を削り、同条第1項中「第8号」を「第9号」に改め、同条第2項中「軽易な開発事業等届出書」を「開発事業届出書」に改める。  
様式第24号中「軽易な開発事業等届出書」を「開発事業届出書」に改める。  
(安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による改正後の安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号。以下この項において「土地利用条例」という。)第40条第1項の素案が提出(基本計画に整合する開発事業にあつては、土地利用条例第18条第2項の案の提出)される開発事業に適用し、同日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電設備設置事業に係る概要書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第10条第1項の規定による事前協議を行いたいので、次のとおり事業概要書を提出します。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地及び面積 （所有状況）	安曇野市 番地 平方メートル （ 自己所有 ・ 売買予定 ・ 賃借予定 ・ その他 ）
太陽光発電設備の発電出力	キロワット
工事の着手及び完了予定日	年 月 日～ 年 月 日
設計者	住所 氏名 電話
工事施工者	住所 氏名 電話
保守点検責任者	住所 氏名 電話
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図等 <input type="checkbox"/> 現況写真等 <input type="checkbox"/> 公図の写し等 <input type="checkbox"/> 抑制区域に設置を計画するときは、その理由が確認できるもの <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し等 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 計画縦横断面図 <input type="checkbox"/> 雨水浸透に関する資料

様式第2号（第4条関係）

事業概要書受理書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで提出のあった事業概要書について、次のとおり意見を付した上で受理します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
付記意見	

説明会実施報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第12条第1項の規定により、説明会を実施したので、次のとおり報告します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
説明会実施日時	年 月 日（ 時 分～ 時 分）
説明会実施場所	
説明会参加者数	人
添付書類	<input type="checkbox"/> 説明会に参加した地域住民等の名簿 <input type="checkbox"/> 説明会の議事録 <input type="checkbox"/> 説明会に用いた資料 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの

様式第4号（第6条関係）

見解書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第12条第6項の規定により、次のとおり提出します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
申出書の写しの送付 を受けた日	
申出書に記載されて いる意見等	
見解内容	

様式第5号（第7条関係）

委任に係る届出書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（委任者）

住所

役職

氏名（署名）

電話

私は、次の事業に係る同意等に関する権限を、次の者に委任します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地	安曇野市 番地
受任者	住所 役職 氏名（署名）

様式第6号（第8条関係）

太陽光発電設備設置事業に係る許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（設置者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第16条第1項の規定により、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積 (所有状況)	安曇野市 番地 平方メートル ( 自己所有 ・ 売買予定 ・ 賃借予定 ・ その他 )
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット (年間想定発電量 キロワット)
工事の着手及び完了 予定日	年 月 日～ 年 月 日
設計者	住所 氏名
工事施工者	住所 氏名
保守点検責任者	住所 氏名
現場管理者	住所 氏名
関係法令等	( 年 月 日届出予定)

<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業者及び現場管理者に係る書類 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 住民票の写し（事業者又は現場管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第7号））</li> <li><input type="radio"/> 欠格要件非該当誓約書（様式第8号）</li> <li><input type="radio"/> 事業者又は現場管理者が未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人であるときは、代理権を証明する書類、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表）</li> <li><input type="radio"/> 事業者又は現場管理者に条例第17条第1項第2号キに規定する特定使用人があるときは、使用人一覧表（様式第9号）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 条例第16条第2項第3号から第6号までに係る書類</li> <li><input type="checkbox"/> 第4条第1項の規定による協議が完了した旨が確認できる書類の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 条例第13条第2項の同意を証する書類</li> <li><input type="checkbox"/> 条例第15条第1項の規定による協定に係る書面の写し（協定を締結したときに限る。）</li> <li><input type="checkbox"/> 抑制区域に設置を計画するときは、特に配慮すべき事項が確認できる書類</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>
-------------	--

様式第7号（第8条関係）

役員一覧表

役職名	住所	ふりがな 氏名	生年月日

私（私たち）は、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第17条第1項第2号イからオまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（設置者）の太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号イに掲げる者に該当するか否かについて、安曇野市が警察等関係機関に照会することに同意します。

役職名  
住所  
氏名（署名）

様式第8号（第8条関係）

欠格要件非該当誓約書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

設置者	住所 氏名 電話
-----	----------------

設計者	住所 氏名 電話
-----	----------------

工事施工者	住所 氏名 電話
-------	----------------

保守点検責任者	住所 氏名 電話
---------	----------------

現場管理者	住所 氏名 電話
-------	----------------

私（私たち）は、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第17条第1項第2号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号イに掲げる者に該当するか否かについて、安曇野市が警察等関係機関に照会することに同意します。

※設置者、設計者、工事施工者、保守点検責任者が法人であるときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

様式第9号（第8条関係）

使用人一覧表

住所	ふりがな 氏名	生年月日	所属等	役職等

私（私たち）は、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第17条第1項第2号イからオまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（設置者）の太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号イに掲げる者に該当するか否かについて、安曇野市が警察等関係機関に照会することに同意します。

使用人  
住所  
氏名（署名）

様式第10号（第8条関係）

太陽光発電設備設置事業に係る許可書

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり許可します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
付記意見	

様式第11号（第8条関係）

太陽光発電設備設置事業に係る不許可通知書

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備設置事業について、次の理由により不許可とします。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地及び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発電出力	キロワット
不許可の理由	

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第11条関係）

太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（許可事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第18条第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地及び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発電出力	キロワット (年間想定発電量 キロワット)
変更事項	<input type="checkbox"/> 設置工事（工法等） <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（発電出力等） <input type="checkbox"/> 事業形態（事業譲渡、工事施工者・保守点検責任者等） <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	
関係法令等	
	( 年 月 日 届出済 ・ 届出中 ・ 届出予定)

<p>添付書類（当該変更に係るもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業者及び現場管理者に係る書類 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 住民票の写し（事業者又は現場管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第7号））</li> <li><input type="radio"/> 欠格要件非該当誓約書（様式第8号）</li> <li><input type="radio"/> 事業者又は現場管理者が未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人であるときは、代理権を証明する書類、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表）</li> <li><input type="radio"/> 事業者又は現場管理者に条例第17条第1項第2号キに規定する特定使用人があるときは、使用人一覧表（様式第9号）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 条例第16条第2項第3号から第6号までに係る書類</li> <li><input type="checkbox"/> 第4条第1項の規定による協議が完了した旨が確認できる書類の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 条例第13条第2項の同意を証する書類</li> <li><input type="checkbox"/> 条例第15条第1項の規定による協定に係る書面の写し（協定を締結したときに限る。）</li> <li><input type="checkbox"/> 抑制区域に設置を計画するときは、特に配慮すべき事項が確認できる書類</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>
------------------------	--

様式第13号（第11条関係）

太陽光発電設備設置事業変更許可書

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり許可します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
変更内容	変更前
	変更後
付記意見	

様式第14号（第11条関係）

太陽光発電設備設置事業変更に係る不許可通知書

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備設置事業変更に、次の理由により不許可とします。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
変更内容	変更前
	変更後
不許可の理由	

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事業計画軽微変更届出書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（許可事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第18条第2項の規定により、軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地	安曇野市 番地
変更事項	<input type="checkbox"/> 設置者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 現場管理者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 工事の着手予定日又は完了予定日
変更内容	変更前
	変更後
変更日	年 月 日
変更理由	

設置工事着手届

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（許可事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第19条の規定により、設置工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
工事の着手予定日及 び完了予定日	年 月 日～ 年 月 日
工事施工者	住所 氏名
現場管理者	住所 氏名

工事完了検査申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（許可事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第20条第1項の規定により、検査を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
工事の着手日及び完 了予定日	年 月 日～ 年 月 日
工事施工者	住所 氏名
現場管理者	住所 氏名
検査内容	<input type="checkbox"/> 造成等の完了検査 <input type="checkbox"/> 設置工事の全ての完了検査

様式第18号（第13条関係）

工事完了検査済通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり通知します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
工事の着手日及び完 了予定日	年 月 日～ 年 月 日
工事施工者	住所 氏名
現場管理者	住所 氏名
検査内容	<input type="checkbox"/> 造成等の完了検査 <input type="checkbox"/> 設置工事の全ての完了検査
付記意見	

事業廃止届

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（許可事業者）

住所

氏名

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第22条第1項の規定により、事業を廃止するので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	安曇野市 番地 平方メートル
太陽光発電設備の発 電出力	キロワット
事業廃止日	年 月 日
廃止理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適 正な処理に関する事項並びに太陽光発電事業の廃止に関する事 項が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備撤去後の写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの

（表）

第 号
身分証明書
所属 職氏名 （ 年 月 日生）
上記の者は、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第25条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日発行 安曇野市長 <span style="float: right;">印</span>

（裏）

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（抜粋）
（報告及び立入調査）
第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定設備の事業者及び所有者等に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業その他の行為の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。